第78号

中央社会保険 医療協議会は、 2020年度診療 報酬改定案をま とめ、加藤勝信 厚生労働相に答 申した。調剤報 酬では、調剤料 と調剤基本料の 一部を適正化し て確保した財源 を「薬剤服用歴 管理指導料」や、 薬局の対人業務 の評価で新設さ れる「服用薬剤 調整支援料 2」 (100点)、「吸入 薬指導加算」 (30点)、「調剤

対 医

後薬剤管理指導加算」(30点)、「経管 投薬支援料」(100点) などの項目に 振り向けた。18年度改定で新設され た「地域支援体制加算」は、現行の35 点を38点に引き上げ、より地域でか かりつけ機能を発揮できるような実 績要件に見直した。病院薬剤師の病 棟活動を評価する「病棟薬剤業務実 施加算」は、加算1と加算2の点数 をそれぞれ120点、100点に引き上 げ、「常勤薬剤師2人以上」の要件も 緩和した。

調剤基本料は、1~3の点数を据 え置いた。ただ、門前薬局や医療モ ールの薬局が該当する基本料2(26 点)については、「処方箋受付回数 が1800回超~2000回以下で、集中 率が95%超」を新設。基本料3(21 点)についても、新たに「同一グル ープで処方箋受付回数が月3万 5000回超~4万回以下で、集中率 95%超」を設けて範囲を拡大した。

敷地内薬局を想定した特別調剤基 本料は、2点マイナスの9点に設定 し、対象には同一建物内である場合 を除いた「診療所敷地内薬局」を追 加。集中率も現行の95%超から70 %超に拡大した。

調剤料は、日数に比例した算定方 法を見直した。これまで5点の日数 倍だった「1~7日分」を28点、 4点の日数倍だった「8~14日分」 を55点にそれぞれ定額化した。

18年度実績では、1~7日分の 調剤料が平均27点、8~14日分は 61点だった。これを踏まえると、 1~7日分は平均より1点上がる が、8~14日分は6点下がること になる。「15~21日分」は3点プ ラスの64点、「22~30日分」は1 点マイナスの77点とし、「31日分以 降」は86点で据え置いた。

地域支援体制加算の実績要件は、 基本料1を算定している薬局にとっ て要件が厳しくなった。具体的には、 ▽麻薬小売業者の免許を受けている ▽在宅患者薬剤管理の実績が年12 回以上▽かかりつけ薬剤師指導料等 にかかる届け出を行っている――の 要件を満たすことが必須となる。

その上で、▽服薬情報等の文書で の提供年12回以上▽薬剤師研修認 定制度等の研修を修了した薬剤師が 地域の多職種と連携する会議に 1回



以上出席――のいずれかを満たす必 要がある。ただ、基本料1の新たな実 績要件が適用されるのは21年4月1 日からで、それまでは現行規定を適 用する経過措置期間が設けられた。

基本料1以外の薬局については、 現行の8要件のうち、「麻薬指導管 理加算10回以上」の要件を「調剤 料の麻薬加算10回以上」に見直し、 「薬剤師研修認定制度等の研修を修 了した薬剤師が地域の多職種と連携 する会議に5回以上出席」の要件を 新たに追加。9要件のうち八つを満 たせば算定できる。

同一薬局の利用も推進する。薬剤 服用歴管理指導料について、3カ月 以内に再度お薬手帳を持参して来局 した患者は2点プラスの43点、それ 以外の患者は4点プラスの57点に 見直す。低い点数と高い点数の差を 広げることで、患者負担の少ない薬 局を繰り返し利用してもらうことを 見込んでいる。

かかりつけ薬剤師指導料は3点プ ラスの76点、かかりつけ薬剤師包 括管理料は10点プラスの291点に 設定。施設基準として患者のプライ

バシーに配慮するため、「パーテー ションで区切った独立したカウンタ ーを有する」を追加した。

外来患者の重複投薬解消に向けて 処方状況を薬局が一元的に把握し、 処方医に是正提案を行う取り組みを 評価する「服用薬剤調整支援料2」は 100点(3月に1回まで)に設定し た。

喘息や慢性閉塞性肺疾患の患者な どに練習用吸入器を使って実技指導 を行い、指導内容を医療機関に提供 する取り組みを評価する「薬剤服用 歴管理指導料 吸入薬指導加算」に は30点(3月に1回まで)、経管投 薬が行われている患者が簡易懸濁法 を開始する際に、医師の求めなどに 応じて必要な支援を行った場合を評 価する「経管投薬支援料」は100点 (初回のみ)をつけた。

また、糖尿病治療薬の服用状況や 副作用の有無などを電話で確認する などして医療機関に必要な情報提供 を行うことを評価する「調剤後薬剤 管理指導加算」は30点(月1回まで) に定めた。いずれも医療機関や患者、 家族の要請と同意が必要になる。

17成分52品目が再算定 ゾレアに効能変化の特例

厚生労働省は、2020年度薬価制 度改革で再算定の対象となる17成 分52品目を中央社会保険医療協議 会総会に示し、了承された。新設す る効能変化再算定の特例をノバルテ ィスファーマのヒト化抗ヒトIgE モノクローナル抗体製剤「ゾレア」 に初めて適用。特例拡大再算定につ いては、MSDの抗癌剤「キイトル

ーダ」と第一三共の血液凝固阻止剤 「リクシアナ」が対象品目となり、 多くの品目で薬価が引き下げられる ことになった。

現行ルールでは、効能追加で主な 効能・効果が変更された場合、変更 後の効能等に関連する薬理作用類似 薬に価格が近づくよう再算定が適用 される。ただ、20年度の薬価制度

改革では、類似薬がなくても参照薬 と比べて著しく1日薬価が高く、市 場規模が拡大すると考えられる場合 は、現在の効能変化再算定と同様の 再算定を行う特例を設けることにな

ゾレアは、昨年12月に季節性ア レルギー性鼻炎の効能を追加。アレ ルギー性鼻炎を効能とする点鼻用ス テロイド製剤を参照薬とし、1日薬 価や市場規模を確認した結果、効能 変化再算定の特例に当たると判断し

また、特例拡大再算定は、年間の

売上高が1000億円以上1500億円以 下で、予想販売額の1.5倍を超えた 品目の薬価を最大25%引き下げ、 年間売上高が1500億円以上で予想 販売額の1.3倍以上の品目は最大50 %の薬価を引き下げるルール。

今回、キイトルーダは年間売上高 が1500億円を超え、予想販売額の 1.3倍以上に拡大したことから、特 例が適用された。リクシアナは、年 間売上高が1000億円を超え、予想 販売額の1.5倍以上に拡大したこと から、特例対象となった。

> 「薬学生新聞」も ウェブサイトに公開中 !!_^





厚労

変 のことなら 薬事日報ウェブサイト

『薬事日報』に掲載される記事を中心に、医薬業界のニュースサイトとして成長を続けています。 読者の約8割が医薬業界に属しており、医薬業界のニュースサイトとしては最大規模に成長 しています。医薬業界の情報収集にご活用ください。



